

河川で活動する市民の連携のひとつとして助成金制度は有効である。

委員 本多 孝（住民参加部会、猪名川部会、淀川部会）

河川には、さまざまな市民が活動している。河川クリーン活動や環境教育の取り組み自然と親しむ活動、環境を調べる活動や自然を守る活動……。これらは河川整備計画を進める上においても有効な市民の自発的活動である。

しかし、市民団体は大きな力や自発性を持ちながらも資金面での不足が活動の発展を遅らせている。

これらの団体に対し、河川に関わる活動に助成することは、河川管理者の手助けにもなる。

すでに地方自治体では、行政の計画実行に際し市民団体の活動力を高め自らの計画推進を図るために補助金や助成金を創設している例がある。

河川管理者が、直接実施するよりはるかに経済効率の良い取り組みが市民団体に助成することで行え、河川管理者にとっても河川と関わる活動を進める市民団体にとっても有効である。

河をきれいにしたいとクリーン作戦に取り組む市民にとって、できることできないことがある。ゴミを集めても処理ができないし冷蔵庫や洗濯機など処分にお金のかかるものもある。しかし河川管理者にもできることできないことがある。資材の提供や広報の協力などできても誰かの不法投棄した冷蔵庫や洗濯機など処分を成り代わって費用を立て替えることはできない。

しかし、河をきれいにしたいと思う市民の熱意を無駄にできないのではないかと。不法投棄処理費を出すことはできなくても、市民の活動に対して金銭的支援を行っている例は、一般の自治体でもかなりある。

助成金の制度や方法など検討は必要であるが助成金制度創設は市民団体との連携を進める上で有効な手段であるとともに河川管理にも活かせる。